

		2024年		2025年												2026年
		11月	12月2日以降	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月以降
発行証の	現在の健康保険証	新規発行終了		★12月2日以降 新規発行しません。												★2025年12月2日 以降使用不可
	医療機関の受診	現在の健康保険証	使用可	発行済み保険証は12月2日まで有効												使用不可(失効)
	マイナ保険証	使用可	原則マイナ保険証として利用可能												マイナ保険証のみ利用可能	
移行に伴う 通知	資格情報のお知らせ と個人番号(マイナ ナンバー)確認のお願い (マイナ保険証を 持っていない方)	【10月上旬までの加入者】 11月上旬頃、各事業所へ配布(個人番号4桁含む) ※マイナ保険証を保有していない方にも、 初回のみ配布		今回のお知らせは この部分です！												【12月2日以降の加入者】新規加入時に交付
	資格確認書 (マイナ保険証を 持っていない方)	【12月2日以降の加入者】新規加入時に交付		※従来の保険証とは違い、 有効期限あり。期限内 に、資格の異動が生じた 場合は、 返却義務あり 。												【12月2日以前の加入者】 現行の健康保険証の有効期 限が切れる方に交付

電子証明書の有効期間は、発行から5回目の誕生日までです。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2~3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。
期限が切れる前に、手続きをしましょう！